

## 西宮市幼児教育・保育ビジョン推進会設置要綱

### (設置目的)

第1条 西宮市幼児教育・保育ビジョン(令和4年3月策定。以下「ビジョン」という。)に基づく、子ども中心の教育・保育を推進し、本市の教育・保育の質の向上を図ることを目的に、西宮市幼児教育・保育ビジョン推進会(以下「推進会」という。)を設置する。

第2条 推進会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議等を行うものとする。

- (1) ビジョンの推進に関すること
- (2) 各園のビジョンを活用した取組に関する情報収集、情報交換及び情報共有に関すること
- (3) その他、ビジョンの普及・啓発に関すること

### (構成)

第3条 推進会は、次に掲げる機関の関係者で構成する。

- (1) 公立幼稚園長会
- (2) 公立保育所長会
- (3) 西宮市私立幼稚園連合会
- (4) 西宮市私立保育協会
- (5) こども支援局(子供支援総務課、子育て総合センター)
- (6) 教育委員会(学校改革課、教育研修課)

### (アドバイザー)

第4条 推進会は、前条に掲げる関係者のほか、専門的知識及び経験または優れた識見を有するアドバイザーを置き、意見や助言等を聴くことができる。

### (事務局及び庶務)

第5条 推進会の事務局は、こども支援局子供支援総括室子供支援総務課及び教育委員会学校支援部学校改革課の共同により設置する。

2 推進会の庶務は、子供支援総務課において処理する。

### (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会の運営に関し必要な事項は、事務局が定める

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。